

平成14年9月18日

新しい司法修習の内容等について（抜粋）

最高裁判所

第2 新しい司法修習の内容

1 新しい司法修習の構成

新しい司法修習においては、実践的、臨床的な法律実務家を養成するという観点から、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的紛争の解決あるいは予防のための基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）の養成に焦点を絞った教育を行う。

新しい司法修習は、実践的実地教育である実務修習を中核とし、これを補完する体系的実務教育である集合修習を有機的に連携させるため、分野別実務修習・総合型実務修習・集合修習を効果的に組み合わせて行う。

法科大学院において実務との架橋を意識した法理論教育が行われることを前提として、前記のような司法修習体制の整備を図ることにより、1年程度の期間でも効果的な司法修習を実施することが可能である。

先の検討会でも述べたように、新しい司法修習においては、法曹の職域が拡大していく可能性を踏まえ、法科大学院での教育や継続教育との役割分担に配慮しつつ、法廷活動以外の活動分野も視野に入れた幅広い法曹の活動に共通して必要とされる基本的な能力、すなわち、法的紛争の解決あるいは予防のための「基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）」の養成に焦点を絞った教育を行うこと考えている。

そして、新しい司法修習の内容については、法科大学院で実務との架橋を意識した法理論教育が行われることを前提に、生きた事件の運用を体験的に学ぶ実務修習を中核として位置付け、実務修習と司法研修所で行う集合修習とを有機的に関連させ、次のような構成とすることを考えている（資料1参照）。

- (1) 新しい司法修習は、まず、各実務庁会における分野別実務修習から開始し、司法修習生が生きた事件に直接接することにより、実務のエッセンスを体得する実践的実地教育を行う。分野別実務修習は、弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の4つの分野について行う。これは現在の実務修習の枠組みと同様であるが、法曹それぞれの立場に立って、法曹実務に必要とされる能力、基本的技能等を養うという点で極めて効果的な教育方法であり、豊富な教育実績があるので、新しい実務修習においても基本的な枠組みとする。

その期間については、司法修習期間を1年程度に想定した場合には、各分野を2か月ずつとし、合計8か月とすることを考えている。

- (2) 分野別実務修習の後に、各実務庁会において総合型実務修習を行う。総合型実務修習は、分野別実務修習の深化と補完を図るため、司法修習生の志望や修習実績等を踏まえ、専門的・先端的領域等における多様な活躍の素地を与えることも視野に入れて、様々な形で法曹の実務を総合的・選択的に体験していく実践的教育プログラムである。

その期間については、司法修習期間を1年程度に想定した場合には、2か月とし、同時期に実施する集合修習（2か月）と交互に組み合わせて実施することを考えている。

- (3) 分野別実務修習の後に、司法研修所において、集合修習を行う。集合修習は、実務の体験を理論的・体系的に整理し、法律実務家としての基盤を強化することを主眼とする。併せて、分野別実務修習では実際に経験する事件等にばらつきがあり、必ずしも標準的な法律実務を広く体験できるとは限らず、また、個別指導が中心となるため、指導にもばらつきが生ずる

面を否めない。集合修習は、このような観点から、司法研修所教官が精選された教材に基づき、体系的で汎用性のある実務教育を行う課程である。

その期間については、司法修習期間を1年程度に想定した場合には、2か月とし、前記のように、総合型実務修習と交互に組み合わせて実施することを考えている。また、このように、司法修習生を2班に分けた修習課程を採用することにより、司法研修所における集合修習の受入れ数を倍増することができる。

- (4) 新しい司法修習の構成については、前記のように考えているが、後述するように、新司法試験実施後の移行措置期間においては、短期間における司法修習生の増加、教育的な素地の異なる司法修習生に対する並行的な指導の必要などの事情があることから、これに対応するために暫定的な体制をとる必要があり、また、将来的な養成数の変化等に応じて、その実施体制について柔軟かつ多角的な検討をしていく必要があると考えている。